

---

プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **適用時期の検討**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、「(仮称) 中間会計基準等」の適用時期について検討することを目的としている。

## II. 適用時期

2. 「(仮称) 中間会計基準等」は、改正法により新たに半期報告書を提出する会社の中間財務諸表に適用することを想定しているため、改正法の適用時期と整合させるニーズがあると考えられる。
3. 四半期報告書制度の見直しに係る改正法の施行日は、2024 年 4 月 1 日とされており（改正法附則第 1 条第 3 号）、当該施行日以後に開始する事業年度に係る半期報告書については、改正法の規定が適用され、施行日前に開始した事業年度に係る半期報告書については、改正前の規定が適用される（改正法附則第 3 条第 1 項）。また、当該施行日以後に四半期報告書<sup>1</sup>（事業年度における最初の四半期に係るものであって施行日以後にその提出すべき期間が開始するものに限る。）を提出する場合においては、当該四半期が属する事業年度から、改正法の規定が適用される（改正法附則第 3 条第 2 項）。したがって、最初に改正法に基づく半期報告書の提出が必要となる会社は、12 月決算会社となる。
4. 前項に記載した改正法の適用時期と「(仮称) 中間会計基準等」の適用時期をあわせる場合、次の文案が考えられるがどうか。

(HP では非公表)

---

<sup>1</sup> 改正法の施行日前に開始した四半期に係る四半期報告書の提出については、改正前の規定が適用される（改正法附則第 2 条第 1 項参照）。

5. 改正法の適用時期と「(仮称) 中間会計基準等」の適用時期をあわせる場合には、金融商品取引法上の経過措置として第 1 四半期報告書及び半期報告書を同一年度に提出する会社において、第 1 四半期の四半期財務諸表には四半期会計基準等が適用されるが、中間財務諸表は期首から「(仮称) 中間会計基準等」が適用されることとなる(別紙参照)。

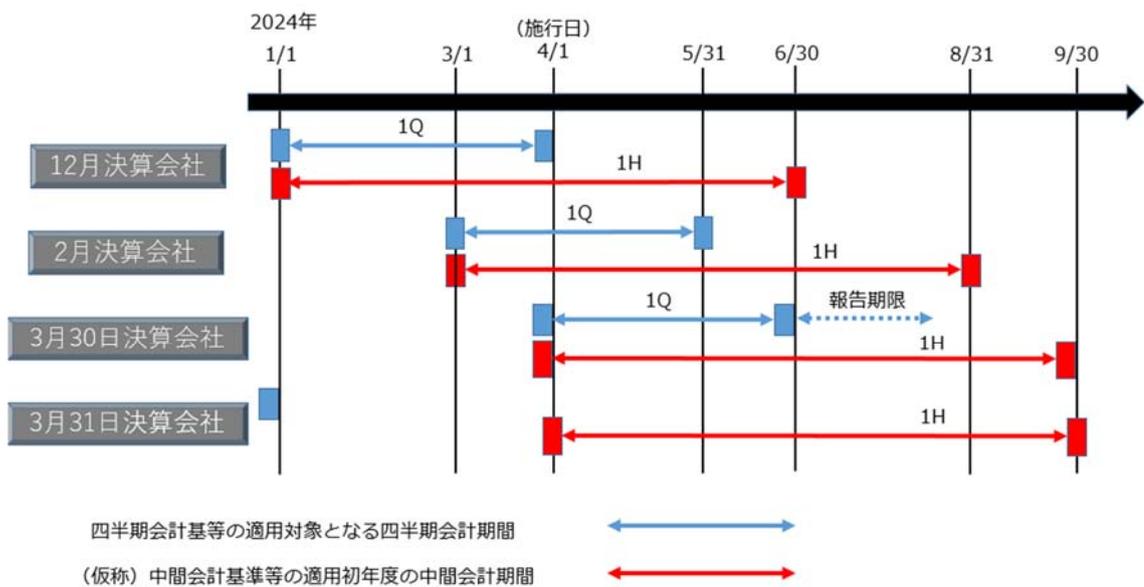
**ディスカッション・ポイント**

本資料の第 2 項から第 5 項に記載した事務局の分析及び文案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

別紙

1. 金商法上の経過措置として第1四半期報告書及び半期報告書を同一年度に提出する会社においては、四半期会計基準等の適用対象となる第1四半期も含め、期首から「(仮称) 中間会計基準等」が適用される。



以上